

「知的財産推進計画2014」等で示されている今後の検討課題

「知的財産推進計画2014」（平成26年7月知的財産戦略本部）や「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部）

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備）

- ・ 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省）
- ・ クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（コンテンツ提供のプラットフォーム構築）

- ・ 日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組への支援等を実施するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。（短期・中期）（経済産業省、総務省、文部科学省）

（電子書籍の本格的な普及促進）

- ・ 電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された出版権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援等、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省・経済産業省）

(教育の情報化の推進)

- 全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育 ICT システムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、総務省)
- 大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し)

- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

(権利処理の円滑化による二次利用の促進)

- 放送番組に係る権利処理の円滑化に向けた取組を一層強化すべく、映像コンテンツ権利処理機構(a R m a)による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を行い、一元的な窓口としての機能強化を図る。(短期・中期)(総務省、文部科学省)

(海外の権利処理団体の育成支援)

- 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

2. 模倣品・海賊版対策

(海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。(短期) (外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、財務省、農林水産省、消費者庁)
- ・ 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。(短期) (経済産業省)
- ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。(短期) (文部科学省)
- ・ 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。(短期) (経済産業省、文部科学省、外務省)

(グローバルな模倣品・海賊版対策の強化)

- ・ グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。(短期) (外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(通商関連協定の活用)

- ・ 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(国内取締り強化)

- ・ 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。(短期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

II 分野別措置事項

3 創業・IT等分野

(2) 個別措置事項

① 起業・新規ビジネスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度 上期結論	文化庁

(参考) 知的財産政策ビジョン (平成25年6月知的財産戦略本部)

知的財産戦略本部において、平成25年6月、今後10年間を見据えた長期ビジョンとして策定された「知的財産政策ビジョン」の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

(2) 海外における知財活動支援 (アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

- 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエンフォースメントを促進する。(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

- 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、T R I P S 協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

- クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(文部科学省)

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

- 著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

- クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

- 放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(総務省、文部科学省)
- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(文部科学省)
- クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省)
- 産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンシーを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

- コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツに I D を付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(総務省、文部科学省)
- 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(経済産業省、文部科学省)

(5) 電子書籍の普及促進

- 海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省、経済産業省)

4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進

- 新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 教育の情報化の推進

- すべての小・中学校において児童生徒 1 人 1 台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、情報通信環境の整備や情報端末の標準的な規格の策定を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(文部科学省、総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

6. 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

- 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
- コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省、文部科学省、外務省)

(2) 国内取締りの強化

- 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省)

(3) ACTAの推進

- ACTAに関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(以 上)